

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和2年7月5日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

2020年1月に変更したとされる広島県動物愛護センターによる収容犬の処分方針について、2019年秋に県内の動物愛護団体（NPO法人〇〇〇〇等のセンターに登録済みの団体譲渡先）に説明又は協議した事実及びその内容等を記す行政文書一式

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年7月29日付けで審査請求人に通知した。

(1) 対象文書

ア 令和元年11月29日に行った実施機関と特定非営利活動法人〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）の協議（以下「本件協議」という。）の結果をまとめた復命書（以下「本件復命書」という。）

イ 本件協議の協議資料（以下「本件協議資料」という。本件復命書及び本件協議資料を総称して以下「本件対象文書」という。）

(2) 不開示理由

条例第10条第2号、第3号及び第6号に該当

3 審査請求

審査請求人は、令和2年8月21日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書の全ての開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件復命書を部分開示とする理由、根拠がない（根拠も示されていない。）。
- (2) 数多くある動物愛護団体・登録譲渡団体のうち〇〇町にある本件法人のみを対象に、新しい行政方針について説明し、意見聴取した記録であって、特定団体のみに肩入れする行政の偏りを証明することに欠かせぬ文書である。つまり、他の団体に不利益を与える行為であり、実施機関には内容を公平に知らせる義務があり、国民には知る権利がある。
- (3) 実施機関からの説明内容は、本来、関わりのある団体全てに提示され、周知、説明されるべきものである（本件協議資料に「このことは公表する必要があると考えている」とも記載されている。）。つまり本来、公表が望ましい文書である。
- (4) 実施機関は条例第10条第2号等を理由として不開示を主張するが、いずれも該当しない。本件法人のみを特例的に扱うことにより、過去にも狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）違反の放置（実施機関が隠ぺいに加担する間に平成30年広島県警が書類送検）等の不祥事を起こす原因になっている。実施機関の指針は同じく大量の犬猫を引き取る団体にも影響するにもかかわらず、本件法人の意見を偏重する内容になっているおそれがあり、議論をできる限り詳しく開示することは公益に資するものである。

実施機関の裁量の範囲を超えて不開示部分が多すぎる。

- (5) 協議概要等を公開すると本件法人の競争上の地位や利益を害するとする実施機関の主張は根拠が薄弱であり，実施機関の意見を開示すれば譲渡事業に対し支障が出るとする主張は虚偽である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が，弁明書で説明する本件処分を行った理由は，おおむね次のとおりである。

1 対象文書の位置付けについて

- (1) 本件復命書について

本件協議の協議結果を広島県健康福祉局食品生活衛生課の職員が，復命として令和元年12月2日に報告したもの

- (2) 本件協議資料について

本件協議に先立ち，実施機関において「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「動物愛護管理基本指針」という。）」の改正に基づく殺処分と譲渡の考え方についてまとめたもの

2 不開示部分の理由について

- (1) 本件復命書について

ア そもそも令和元年11月29日に，本件法人と実施機関が協議することとなったのは，実施機関の担当部署である広島県動物愛護センター（以下「広島県動物愛護センター」という。）が行う殺処分条件の見直しに関し，従前，主に治癒見込みのない動物を対象として行っていたところ，国が示した殺処分の3区分の中に攻撃性があるものや，それ以外の重篤な病気が示されたことから，実施機関としても殺処分対象の拡大の見直しを行う必要が生じ，当該見直しの方針を決定するに当たって，県内で最も影響を及ぼす本件法人と協議を行う必要があると考えたためである。

イ 本件法人の出席者氏名及び役職が記載されている部分は，特定の個人

が識別されるものであり、条例第10条第2号の不開示情報に該当し、公にされている情報でもないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 協議概要の全て、協議内容のうち本件法人からの意見及び「その他」欄に記載されている部分は、実施機関からの説明に対する本件法人の意見や、本件法人から実施機関に対するその他の意見及び当該意見に対する実施機関からの回答であるが、個別の協議の場における自由な意見交換を前提とした本件法人からの発言内容である。さらに、本件法人の活動内容やシェルターの収容状況といった、本件法人の事業に関する具体的な運営状況が記載されている。これらは、本件法人が対外的にも公にしておらず、また、公にすべき性質のものでもないことから、当該情報を公にすると、本件法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

エ 協議概要の全て、協議内容のうち実施機関からの意見及び当該意見に対する本件法人からの意見が記載されている部分は、広島県動物愛護センターにおける譲渡事業における、令和元年11月時点での実施機関の対応方針や考え方が示されている。その時点で公表されていた国の指針の改正に向けた考え方にに基づき、実施機関を含め、各県の方針が変更となり得ることは当時も明らかであった。最終的な実施機関の方針は、令和2年8月には公になっているが、不開示部分の記載内容を公にすると、最終的に決定された方針に至るまでの検討の変遷が明らかとなって、今後同種の検討を行うに当たって必要な関係者との自由な意見交換が困難となるから、同事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

(2) 本件協議資料について

本件協議に先立ち、実施機関が手持ち資料として作成したものであり、本件法人の協議当時における運営状況を踏まえ、実施機関から本件法人に協議において提示する予定の、安楽死条件の見直しの方針をまとめたものであり、上記と同様に、条例第10条第3号及び第6号の不開示情報に該当する。

3 審査請求人の主張について

- (1) 「部分開示とする理由、根拠がない（根拠も示されていない）」について

本件処分に係る通知書において、別紙で、不開示とする部分及び理由を示していたが、本件処分時に添付していなかった（別紙については別添のとおり）。当該「別紙」は、審査請求人に令和2年10月9日に送付した。

- (2) 「数多くある動物愛護団体・登録譲渡団体のうち〇〇町にある本件法人のみを対象に、新しい行政方針について説明し、意見聴取した記録であって、特定団体のみに肩入れする行政の偏りを証明することに欠かせぬ文書である。つまり、他の団体に不利益を与える行為であり、実施機関には内容を公平に知らせる義務があり、国民には知る権利がある。」について

協議資料の一部は環境省が動物愛護管理基本指針の改正に関して示した資料であり、公にされている情報である。また、殺処分に関する国の指針を基に殺処分対象動物の拡大という実施機関の方針が変わることは当然の帰結である。広島県動物愛護センターへの登録譲渡団体は複数あるが、指針改正が最も影響を及ぼす本件法人に対し説明を行うことで、実施機関の譲渡事業に支障をきたさぬよう対応したものであり、県民、他団体に対しては令和2年2月の広島県動物愛護管理推進協議会で公表することとした（新型コロナウイルスの影響により中止）。

- (3) 「実施機関からの説明内容は、本来、関わりのある団体全てに提示され、周知、説明されるべきものである（本件協議資料に「このことは公表する必要があると考えている」とも記載されている）。つまり本来、公表が望ましい文書である」について

本件法人に対し説明を行ったのは、指針改正の影響が本件法人及び実施機関双方の譲渡事業にとって大きいためである。影響の少ない他団体等への公表は広島県動物愛護管理推進協議会で行った。「公表する必要がある」とは安楽死の条件を見直し致死処分を再開するということであり、実施機関から本件法人に協議において提示する予定の安楽死条件の見直しの方針については上記2(2)のとおりである。

4 不開示理由の追加について

本件復命書のうち、「その他」欄の不開示部分（本件法人及び実施機関の発言が記載されている部分）については、実施機関が行う犬の譲渡事業に関する本件法人と実施機関による忌たんのない意見交換がなされており、これを公にすることは、今後同種の検討を行うに当たって必要な関係者との自由な意見交換が困難となり、同事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の行政執行情報に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を条例第10条第2号、第3号及び第6号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の全ての開示を求めていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 本件復命書の不開示部分

ア 本件復命書は、本件協議の協議結果を広島県健康福祉局食品生活衛生課の職員が、復命として令和元年12月2日に報告したものである。

イ 実施機関は、本件復命書に記載された内容のうち、次の情報を不開示とし、(ア)に係る情報については条例第10条第2号に該当し、(イ)、(エ)、(オ)及び(カ)に係る情報については同条第3号及び第6号に該当し、(ウ)に係る情報については同条第6号に該当する旨を説明している。

(ア) 本件法人職員の氏名及び役職

(イ) 「協議概要」欄の一部

(ウ) 「県」欄の一部

(エ) 「〇〇〇」欄

(オ) 「その他」の「〇〇〇」欄

(カ) 「その他」の「県」欄の一部

ウ 条例第10条第2号該当性について

上記イ(ア)に係る不開示部分（以下「本件不開示部分1」という。）に

は、個人の氏名が記載されているから、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの（条例第10条第2号本文前段該当）と認められる。

また、本件不開示部分1は、条例第10条第2号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとの事情は認められず、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

さらに、条例第11条第2項による部分開示が可能か否かを検討すると、本件不開示部分1は、いずれも同項の「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等」に該当するため、部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分1は、条例第10条第2号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

エ 条例第10条第3号及び第6号該当性について

上記イ(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)に係る不開示部分には、本件協議における実施機関及び本件法人の意見や質疑応答の内容が逐語的に記載されている（これらの不開示部分を以下「本件不開示部分2」という。）。

条例第10条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件不開示部分2は、実施機関及び本件法人の忌たんのない意見交換の内容であり、このような情報を開示することが前提となると、今後同種の検討を行うに当たって必要な関係者との自由な意見交換が困難となるなど、今後の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分2は、同条第6号に該当することから、上記イ(エ)、(オ)及び(カ)に係る不開示部分の同条第3号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

次に、上記イ(イ)に係る不開示部分には、本件協議における実施機関の

担当者の所感等が記載されている（これらの不開示部分を以下「本件不開示部分3」という。）。

本件不開示部分3は、全体としては、実施機関の担当者の所感等が記載されていることから、このような情報を開示することが前提となると、担当者が率直な所感等の記載をちゅうちょするなど、今後の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

ただし、本件不開示部分3のうち、実施機関の担当者が認識した協議の際に通常なされる対応が記載されている部分（以下「協議対応記載部分」という。）については、公にしても、県の譲渡事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

協議対応記載部分を含む本件不開示部分3について、実施機関は同条第3号についても主張するため、以下、その該当性を検討する。

条例第10条第3号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

協議対応記載部分は、実施機関の担当者が認識した協議の際に通常なされる対応が記載されているものであり、公にしても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、本件不開示部分3のうち、協議対応記載部分は、条例第10条第3号及び第6号のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条第6号に該当することから、同条第3号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件協議資料の不開示部分

ア 本件協議資料は、実施機関と本件法人の協議に先立って、実施機関において動物愛護管理基本指針の改正に基づく殺処分と譲渡の考え方についてまとめたもの（「11月29日（金）の〇〇〇〇との協議（考え方）」と題する資料）並びに令和元年11月25日に開催された第53回中央環境審議会動物愛護部会の議事要旨が掲載された環境省ウェブサイトページ

及び配布資料の一部（「動物愛護管理基本指針の改正に向けて」及び「行政機関が果たすべき役割，行政機関と民間との連携のあり方」と題する資料）である。

イ 実施機関は，本件協議資料のうち，「11月29日（金）の〇〇〇〇との協議（考え方）」の一部を不開示とし（これらの不開示部分を以下「本件不開示部分4」という。），条例第10条第3号及び第6号に該当する旨を説明している。

ウ 条例第10条第3号及び第6号該当性について

本件不開示部分4には，本件法人が行う動物愛護事業の具体的な状況（以下「事業状況記載部分」という。）のほか，実施機関の担当者の所感を含む本件法人の事業活動を踏まえた予測や本件法人の事業運営に関連する評価等（以下「評価等記載部分」という。）が記載され，一部表形式で整理されている。

本件不開示部分4のうち，事業状況記載部分は，本件法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり，公にすると，本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

次に，本件不開示部分4のうち，評価等記載部分は，実施機関の職員の所感を含む事業運営の予測や評価等であり，このような情報を開示することが前提となると，今後同種の検討を行うに当たって作成する整理資料等へのこれらの記載をちゅうちょするなど，今後の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

ただし，事業状況記載部分及び評価等記載部分のうち，表中で本件法人及び実施機関の施設の名称並びに実施機関の施設における一般的な管理に関する事柄が記載されている部分（以下「施設等名称及び一般的な管理記載部分」という。）については，公にしても，本件法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず，県の譲渡事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって，本件不開示部分4のうち，施設等名称及び一般的な管理記載部分は，条例第10条第3号及び第6号のいずれにも該当せず，開示す

べきであるが、その余の部分のうち、事業状況記載部分は、条例第10条第3号に該当することから、同条第6号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であり、評価等記載部分は、条例第10条第6号に該当することから、同条第3号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

2 その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

| 対象文書 | 箇所 | 開示が妥当であると判断する部分 |
|-------------------------------|----------------|---|
| 復命書 | 「協議概要」のうち一つ目の○ | 2行目の11文字目から21文字目まで |
| 協議資料（11月29日（金）の○○○○との協議（考え方）） | 上部の表の左端の列 | 全て |
| | 上部の表の真ん中の列 | タイトル行を含めて7行目の1文字目から5文字目まで及び13文字目から17文字目まで |

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------|----------------------------------|
| 令和3年1月7日 | ・ 諮問を受けた。 |
| 令和3年11月30日 (令和3年度第8回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和3年12月23日 (令和3年度第9回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和4年1月27日 (令和3年度第10回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和4年3月29日 (令和3年度第12回第1部会) | ・ 実施機関から意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和4年4月21日 (令和4年度第1回第1部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第1部会】

| | |
|----------------------|------------|
| 井 上 嘉 仁 (部 会 長) | 広島大学大学院准教授 |
| 内 田 喜 久 | 弁護士 |
| 中 矢 礼 美 | 広島大学大学院准教授 |